

(次世代育成支援対策推進法)

令和2年4月1日

一般事業主行動計画

社会福祉法人 川本福社会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 第2期 計画期間:令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容:

(目標1) 産前産後休業や育児休業、出産手当金、育児休業給付金、産休及び育休中の社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度の確認
- 令和2年6月～ 制度に関する情報を書面等にて提供

(目標2) 年次有給休暇の取得率向上

<対策>

- 令和2年4月～ 取得状況の把握、取得促進のための検討
- 令和2年4月～ 計画的な取得に向けての管理職研修の実施